

諮問番号：平成30年諮問第4号

答申番号：平成30年答申第6号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が、保護開始前の傷病に対して支給を受けた労災保険金の全額に相当する額の保護費を返還請求されるのは不当である等と主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成29年3月13日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成29年5月29日、審査請求人は、処分庁に対し、同年3月24日に労働基準局から保護開始前の傷病に対して支給を受けた労災保険金〇円が入金された旨の収入申告書を提出した。
- 3 平成29年9月13日、処分庁は、支給を受けた労災保険金の全額に相当する保護費の過支給額〇円の返還を求めて本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、平成29年9月22日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、保護開始前の傷病に対して支給を受けた労災保険金は、勤務する会社から保護開始前の間の生活費として借りた金員の返済に充てたものであり、返済後の残額の返還請求であれば納得できるが、労災保険金の全額に相当する額の保護費を返還請求されるのは納得できない、また、保護開始日までに労災保険金が支給されていたら、会社に借金を返済し、本件処分を受けることはなかったはずだが、労災保険金の支給が遅かったばかりに本件処分を受けるのは納得できないと主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、生活保護開始前の災害等により補償金を受領した場合の費用返還と資力発生時点について、被災時より補償金請求権等は客観的に確実性を有するものであり、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となるということを前提に本件処分を行ったもので、適法かつ適正に行われたものであることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定し、その趣旨について、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の5の答(1)において、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするもの」とし、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としている。

一方で、問答集問13の5の答(2)において、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(5)に該当する必要経費については当該収入から必要な最小限度の額を控除できる旨定め、また、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないものとし、その控除する範囲について、問答集問13の5の答(2)のウは、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取扱いして差し支えない。）とし、問答集問13の5の答(2)のエは、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額としている。

次官通知第8の3の(5)では、必要経費と認められる具体的な経費を定めているが、問答集問8の95の「収入認定において借金の分を必要経費として控除することはできないか。」との問に対し、答において、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向つてその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるから

である。」と示されている。

また、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）1の(1)の④において、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」については、自立更生の範囲には含まれないものとされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

審査請求人は、保護受給中の平成29年3月24日に、労災保険金〇円を受領しており、資力がありながら保護を受けたものと認められるため、資力の限度である〇円の範囲内で法第63条による費用返還義務を負う。

法第63条による費用返還は全額返還が原則であり、必要経費及び当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものが控除の対象となる。

審査請求人は、保護開始日より前に生活費に充てるため会社から借りているが、問答集問8の95にもあるとおり、保護開始前の借金の返済に必要経費として収入を充てることは認められていないことから、問答集問13の5の答(2)及び次官通知第8の3の(5)の必要経費に該当しない。また、課長通知第8の40の認定基準のいずれにも該当せず、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は、自立更生の範囲には含まれないものとされているため、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられるものとは認められない。

したがって、処分庁が、必要経費及び自立更生のためにあてられる額として収入から控除されるものが認められないとして、過支給額〇円の全額について、法第63条による費用返還決定をした判断に不合理な点は認められない。

よって、本件処分は、法令等に従って適法かつ適正になされたものといえ、違法又は不当であるとは認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年4月6日	審査庁が審査会に諮問
〃 4月23日	第1回調査審議（第1部会）
〃 4月27日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
〃 5月21日	第2回調査審議（第1部会）
〃 5月21日	答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 法第63条の規定の趣旨は、問答集問13の5の答(1)にあるとおり、「資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする」ことにあることからすると、審査請求人は、保護受給中に労災保険金として〇円を受領しており、資力がありながら保護を受けたものと認められるため、資力の限度である〇円の範囲内で法第63条による費用返還義務を負うものである。
- 2 法第63条による費用返還については、問答集問13の5の答(1)にあるとおり、全額返還が原則であるが、問答集問13の5の答(2)にあるとおり、次官通知第8の3の(5)に該当する必要経費や当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものについては、控除の対象となり得るものである。
- 3 これについて見るに、審査請求人は、保護開始日より前に生活費に充てるため会社から借金をし、その返済に受領した労災保険金を充てたと主張しているが、問答集問8の95にあるとおり、過去の債務に対する弁済金を収入から必要経費として控除することは認められていない。また、取扱通知1の(1)の④にあるとおり、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は自立更生の範囲には含まれないものとされているため、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものとして控除することは認められていない。
- 4 よって、処分庁が、収入から控除をすることなく、保護費の過支給額〇円的全額について、法第63条による費用返還決定をした判断に不合理な点は認められない。
- 5 結論
以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 北 村 和 生
委員 岩 崎 文 子
委員 岡 川 英 巳